

## 【地域における未然防止策、要支援家庭の早期発見・支援策の推進】 課題と検討の視点

課題項目	検討の視点（案）	備考（資料）
<p>■子育て不安群（虐待予備群）への支援が十分ではない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待防止の観点から、地域の子育て支援部門のサービスを充実できないか（子育て不安の解消が図れるようなサービスの提供）</li> <li>○子育て支援サービス機関と相談援助機関、保健機関との連携は十分図られているか</li> <li>○要保護児童対策地域協議会における子育て支援部門（民間NPO等）の参加は図られているか</li> <li>○地域の関係機関における虐待防止の取組は浸透しているか（民生児童委員、社会福祉協議会）</li> <li>○虐待防止に関する地域への普及啓発が不十分では</li> <li>○虐待の世代間連鎖を防止する地域支援</li> <li>○障害を持つ子の親の支援は十分に行われているか</li> <li>○難病を持つ子の親支援は十分に行われているか</li> </ul> <p>■要支援家庭をより確実に早期発見するには</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健診など母子保健事業を通じた要支援家庭の早期発見について、十分工夫ができていないか（福祉部門に健診データなどが情報提供されるか）（健診や予防接種を受けていない児童の把握の徹底）</li> <li>○各種健診や乳児家庭訪問を通じて把握した家庭は、要保護児童対策地域協議会につながっているか</li> <li>○妊婦健診未受診者、特定妊婦へのアプローチは図られているか</li> <li>○ひとり親福祉部門、女性福祉（DV）部門と相談援助部門連携は十分図られているか</li> <li>○社会福祉事務所（被保護者世帯対応）との連携は図られているか</li> </ul> <p>■子どもの成長に合わせたライフステージを通じての関係機関の連携が十分図られていない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校の情報の共有化は十分図られているか</li> </ul>	<p>■子育て不安群（虐待予備群）に向けた、地域の子育て支援策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域全体の子育て支援施策の充実強化</li> <li>○行政とNPO等民間団体等との連携による支援の充実</li> <li>○要保護児童対策地域協議会と子育て支援部門（NPO等民間団体等）との連携強化</li> <li>○児童虐待防止普及啓発の強化</li> <li>○障害を持つ子、難病を持つ子への親支援の充実</li> </ul> <p>■福祉部門と母子保健部門との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健診や訪問等の母子保健事業で把握した要支援家庭・ハイリスクケース（未受診者、未実施者を含む）の情報等の共有とその後の支援</li> <li>○特定妊婦への支援体制の充実</li> <li>○ひとり親家庭施策の充実</li> <li>○福祉部門と女性福祉部門との連携強化</li> <li>○社会福祉事務所との連携、被保護者世帯への支援</li> </ul> <p>■要支援・要保護児童における就学前後の切れ目のない支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育園、幼稚園、小学校、中学校間の情報共有と支援のあり方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-「平成23年度子供家庭支援区市町村包括補助事業」</li> <li>-「派遣型一時保育（港区）」</li> <li>-「ホームビジター派遣事業（清瀬市）」</li> <li>-「要保護対策地域協会へのNPOの参加状況」</li> <li>-「虐待防止月間（11月）の取組について」</li> <li>-「母子保健事業を通じた要支援家庭の早期発見・支援の取組について」</li> <li>-「要支援家庭の早期発見・支援事業について」</li> <li>-「母子保健分野の取組について（中野区）」</li> <li>-「ひとり親家庭・配偶者暴力と児童虐待」</li> <li>-「ひとり親家庭の状況について」</li> <li>-「ひとり親家庭施策の動向について」</li> <li>-「<b>■■TOKYO STEP PROJECT■■</b>について」</li> <li>-「東京都における配偶者からの暴力被害者の状況（平成22年度実績）」</li> <li>-「就学前後連携のための要保護・要支援児童支援チーム」（多摩市）</li> </ul>

# 平成23年度子供家庭支援区市町村包括補助事業の概要

平成24年1月26日  
 少子社会対策部家庭支援課

地域の实情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図る。

23年度予算：5,294,000千円

## 1 平成23年度メニュー一覧

区分	内容	補助率	補助基準額		
先駆的事业	①区市町村児童虐待対応力向上支援事業（虐待対策調整事業）	10/10	1区市町村当たり	6,042千円	
	認定こども園設置促進事業	10/10	補助対象事業ごと	10,000千円	
	定期利用保育事業の事業開始支援事業	10/10	補助対象事業ごと	10,000千円	
	①保育所等における防災対策等強化事業（平成23年度限り）	10/10	1利用児童当たり	0.5千円	
	新たな課題に取り組む事業で、区市町村独自の創意工夫によるもの	10/10	補助対象事業ごと	10,000千円	
選択事業 （サービスの 充実）	保育室であった施設の認証保育所への移行促進事業	1/2	補助対象事業ごと	—	
	病児・病後児ケア相談支援事業	基本分	1施設当たり	3,422千円	
		加算分	連携保育所1か所当たり	50千円	
	病児・病後児保育ネットワーク事業 ※本則は1/2補助、3年間は10,000千円までは10/10補助	1/2	1区市町村当たり	—	
	区市町村相談対応力強化事業	子育てひろばB型	1/2	対象ひろばB型1か所当たり	2,534千円
		子供家庭支援センター	1/2	1区市町村当たり	312千円
	親の子育て力向上支援事業	1/2	1区市町村当たり	1,403千円	
	①図書等を活用した子育て環境整備事業	1/2	1区市町村当たり	1,000千円	
	子供家庭支援センター事業 ※市町村対象	先駆型	1/2	1市町村当たり	24,000千円
		従来型			17,000千円
		小規模型			2,300千円
		在宅サービス基盤整備 専門性強化事業	1/2	—	6,042千円
	①区市町村児童虐待対応力向上支援事業 （虐待ケース対応強化事業）	児童人口26,001人以上 39,000人以下	1/2 （市町村 10/10）	1区市町村当たり	6,042千円
		児童人口39,001人以上 52,000人以下			12,084千円
		児童人口52,001人以上			18,126千円
	ファミリー・サポート・センター事業	補助開始1～5年目	1/4	1区市町村当たり	20,000千円
		補助開始6～10年目	1/8		
	乳幼児発達健康診査 ※市町村対象	1/2	1/2	診査1件当たり	5,24千円
	母子自立支援プログラム策定推進事業	1/2	1/2	1区市町村当たり	5,000千円
	ひとり親家庭就業促進事業	1/2	1/2	1区市町村当たり	1,000千円
	ひとり親家庭職業訓練等支援事業	1/2	1/2	1区市町村当たり	2,000千円
	ひとり親家庭親子心のふれあい事業 ※市町村対象	1/2	1/2	1市町村当たり	2,000千円
	母子緊急一時保護事業	1/2	1/2	1区市町村当たり	3,000千円
子育てスタート支援事業	1/2	1/2	母児ショート日当たり	35.0千円	
			母児デイケア1日当たり	18.3千円	
			母児送迎1件当たり	3.0千円	
			きょうだいショート1日当たり	10.0千円	
			きょうだいデイケア1日当たり	5.0千円	
事務費（1区市町村当たり）	2,200千円				
①子育てひろば等における節電・熱中症 対策支援事業（平成23年度限り）	1/2	1/2	1区市町村当たり	児童人口10万人以上	5,000千円
				児童人口5万人以上 10万人未満	3,500千円
				児童人口1万人以上 5万人未満	2,000千円
				児童人口1万人未満	500千円
その他区市町村が地域の特性を踏まえ、子供家庭分野におけるサービスの充実を目的として、独自に企画して実施する事業	1/2	1/2	補助対象事業ごと	—	
選択事業 （基盤整備）	子育て支援に資する基盤整備全般	1/2	補助対象事業ごと	120,000千円	
一般事業	ひとり親家庭の就業・自立促進のためのホームヘルプサービス事業 ※市町村対象	—	—	—	
	保育所産休等代替職員費補助	全日勤務	ポイント制	産休等代替職員が施設に勤務した1日当たり	
		半日勤務			
	入院助産保護費都加算補助 ※市対象	新生児用品貸与料	ポイント制	新生児1人当たり1日	
		新生児室料		新生児1人当たり1日	
		徴収金基準額差額補助		国の徴収金基準額基準表により算定した額から都の徴収金基準額表により算定した額を控除した額	
	保育室であった施設への運営費補助 ※市町村対象	分娩介助料加算補助	ポイント制	分娩児1人当たり	
6～12人定員施設		3歳未満児1人当たり（月額）			
13～18人定員施設					
19～24人定員施設					
25～29人定員施設					
0歳児加算	児童1人当たり（月額）				

## 2 事業採択の考え方

「子ども家庭支援区市町村包括補助事業における事業採択の考え方について（通知）」  
 （平成21年6月11日付21福保子家第118号）より

- 優先的に採択する事業
  - 新たなしくみの開発や効果の検証を目的とする事業
  - 新たなしくみによる事業で、その成果が他の区市町村の参考になると考えられるもの
  - 区市町村の取組が進んでおらず、都として、区市町村の積極的な取組を期待する事業
- 原則として採択する事業
  - 区市町村独自の事業で、その成果が他の区市町村の参考になると考えられるもの（主に先駆的事业）
  - 区市町村独自の創意工夫が活かされている事業（先駆的事业及び選択事業）
  - 都として、区市町村の取組を期待する事業（主に選択事業）
- 予算の範囲内で採択する事業
  - 区市町村独自の事業のうち、事業費の支援に該当する事業
- 原則として採択しない事業
  - 実施要綱3における対象事業から除外する事業（都区財政調整制度や交付税などにより財政措置されている経費、他の補助制度の上乗せ（加算）や区市町村も含め他の公的補助制度の対象となっている事業、祝い金（品）や見舞金（品）、利用者負担の軽減など専ら経済的給付を目的とする事業など）
  - 実施が義務づけられている事業
  - 福祉保健に係る子供家庭支援分野でない事業やこれらの分野における効果が見込めない事業
  - 区市町村が負担すべき事業（例：事務改善のための経費、区市町村常勤職員の人件費、区市町村施設の建物等維持管理費、設備・備品等の保守点検費用等）
  - 単なる老朽更新に当たる事業
  - 用地取得費用
  - 他の区市町村との均衡から、補助することが適当でないと判断される事業（例：著しく高額な設備等）
  - その他、都として補助することが適当でないと判断される事業

※ 同一事業の一部に採択しない経費が混在している場合は、協議額の一部を減額して採択する場合があります。

## 要保護児童対策地域協議会へのNPOの参加状況

- 要保護児童対策地域協議会にNPOが参加している  
区市町村数  
…3区9市1村
  
- 参加しているNPOの実施事業  
地域で子育て相談等の活動を行っているほか、区市町村  
から子育て関係の事業を受託している団体もある。

### 【受託している事業（例示）】

- ・ 子育てひろば事業
- ・ ファミリーサポートセンター事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ その他（児童館の指定管理、一時保育事業、  
育児関係の講座運営など）

# ◆ 母子保健事業を通じた要支援家庭の早期発見・支援の取組について

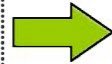
## 検討の視点と施策の方向性

### ○ 母子保健事業を通じた要支援家庭の早期発見・支援について

・妊娠届出時(母子健康手帳交付時)や乳幼児健診の場などで要支援家庭を把握するための基準や方法は適切か

- ・妊娠届出時の要支援家庭の把握していない: 29%
- ・3~4か月児健診でのスクリーニング  
EPDS: 25.4%、南多摩方式: 18.6%
- その他: 問診・面接、子育てアンケート、グループワーク、個別相談、EPDS等を簡素化した質問票など

※ いずれも20年度都調査



・妊娠届出時(母子健康手帳交付時)や乳幼児健診などの場において、保健師による面接や適切なスクリーニング法を用いることで、要支援家庭を漏れなく把握し、支援につなげることができる仕組みづくりが必要

・乳幼児健診未受診者についての対応は十分に行われているか

- ・3~4か月児健診での把握状況  
受診率: 96.1%
- 未受診者状況把握を含む把握率: 99.5%
- 未受診者台帳作成していない: 12.9%

※ 20年度都調査

- ・虐待死亡事例分析  
3~4か月児健診未受診者率: 21.4%

※ 国7次報告



・乳幼児健診未受診者については、必ず母子の状況を確認し、実態を把握した上で、必要な際には確実に支援につなげる仕組みづくりが必要

・母子保健事業を通じて把握した要支援家庭や特定妊婦の情報を、適切な時期に、要保護児童対策地域協議会等に提供し、支援につなげているか

- ・3~4か月児健診フォロー状況  
地域関係機関の連携: 16.1%

※ 20年度都調査

- ・子供家庭支援センターへの虐待相談経路  
保健所・保健センターから: 6.7%

※ 22年度都統計



・要支援家庭を把握した場合は、必ずカンファレンスを実施し、その後の支援策についての協議を行って組織的に対応を判断した上で、必要な際には要保護児童対策地域協議会や地域の関係機関に適切に情報提供できる仕組みづくりが必要

### ○ 妊婦健診未受診者等への対策について

□ 妊婦健診については、公費負担回数の拡充(14回実施)や広報・啓発等により、サービスの充実を図ってきたが、周産期医療の現場では、妊婦健診未受診で飛び入り出産となるケースが散見され、問題となっている

※ 妊娠届出の未届者は、妊婦であることを区市町村が把握できないため、母子健康手帳や妊婦健診受診票などが受けられず、母子保健サービスの対象となっていない

■ 各分野が連携して妊娠届の未届者に対する対策を検討する必要がある

## 現在の都の取組

※ この他、都保健所において市町村支援を実施

### 【包括補助事業による取組: 『要支援家庭の早期発見・支援事業』】

- ・妊娠届出、乳幼児健診等の母子保健事業を活用して、要支援家庭の早期発見を図り、適切なサービスにつなげる区市町村の取組を支援するため、包括補助事業のメニューとして「要支援家庭の早期発見・支援事業」を実施
- ・「要支援家庭の把握と支援のための母子保健事業のガイドライン」「母子保健事業における要支援家庭の早期発見・支援のポイント」を作成し、要支援家庭の早期発見・支援に関する積極的な取組を推進
- ・平成23年度より、従来の「スクリーニング」「カンファレンス」「効果検証」という補助要件に加え、「未受診者・未実施者対応」「外部専門職員等の活用」「組織的判断」という要件を必須とし、より効果的な実施方法を誘導

### 【母子保健研修における取組】

- ・児童虐待死亡事例等検証の報告を踏まえ、母子保健研修において、「要支援家庭の早期発見・支援」をテーマにした2日間の保健師向け研修を設定  
[内容]  
要支援家庭の早期発見・支援(虐待予防)に係る母子保健事業の重要性、各区市町村における先駆的事例の紹介(受診促進の取組等)、児童相談所及び子供家庭支援センター職員による講義と意見交換等

### 【母子保健情報一覧に関する取組】(新規)

- ・各区市町村における母子保健事業の推進・質の向上を目指し、事業を行う際に、他の区市町村の取組状況を参考にできるよう、母子保健事業評価部会において、それぞれの取組状況を網羅的に把握できる「母子保健情報一覧」の作成について検討
- ・平成23年度より、各区市町村に調査を行い、整理したものを情報提供する予定

### 【母子保健事業担当者連絡会の開催】(新規)

- ・各区市町村の母子保健事業の重点項目・工夫・課題等について情報交換し、今後の事業展開の参考にできるよう、23区及び市町村(都保健所含む)の母子保健担当者の連絡会を開催

# 要支援家庭の早期発見・支援事業について

## 事業の概要

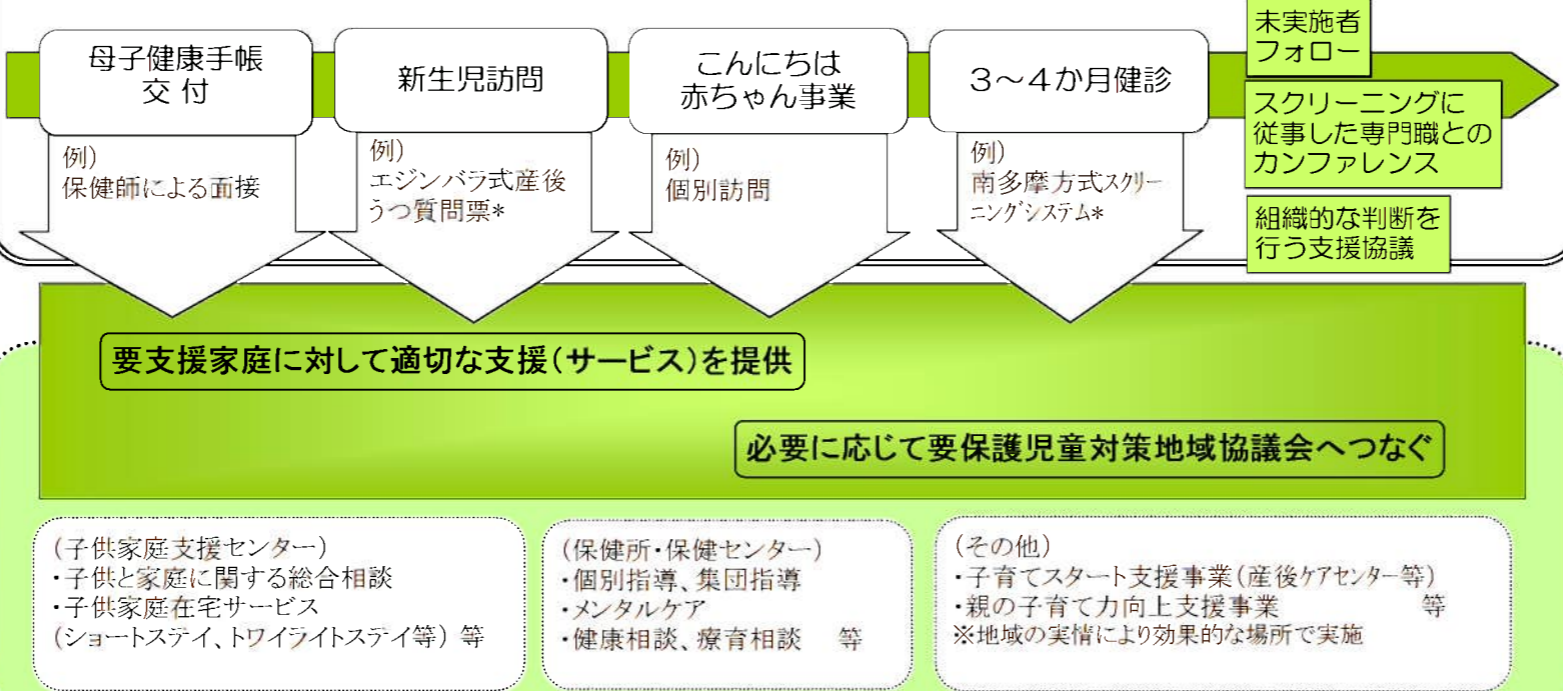
○ 母子健康手帳交付時や新生児訪問時など、ほぼ全数の母子と接する母子保健事業を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、子育てスタート支援事業や保健所の個別指導、子供家庭支援センターで実施するサービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。

○ 医療保健政策区市町村包括補助  
・政策誘導型（補助率1/2）

※ 「10年後の東京」への実行プログラム事業として位置づけ  
→ 都内全区市町村での取組の実施を目指している

## 事業のイメージ

様々な機会を活用して、保健師による面接やスクリーニングを実施し、要支援家庭の早期発見を図り、適切な支援（サービス）につなげる



\* エジンバラ式（EPDS）：イギリスで開発された産後うつ病のスクリーニング票  
\* 南多摩方式：東京都南多摩保健所で開発された、乳幼児健診で要支援家庭を発見するシステム

## 事業のポイント

- 「スクリーニングを行う事実」自体を目的にせず、  
◎スクリーニングを行うための見立てや観察方法など、支援者の保健スキルを向上することにより要支援家庭を自治体総体として平準化した方法で把握すること  
◎事業の実施方法などを適正に判断・検証し、よりよい実施方法を自治体が模索することが重要であるため、①スクリーニング手法 + ②カンファレンス・研修・スーパーバイズ + ③効果検証のまとめ の実施が補助の要件
- 母子保健事業を通じて発見した要支援家庭に対して、漏れのない支援を実施するため、平成23年度より、④未実施者フォロー+⑤スクリーニングに従事した専門職が参加するカンファレンス+組織的な対応の強化のための支援協議 を補助要件に追加
- スーパーバイズの人材等に不安がある場合は、特別区に対しては家庭支援課母子保健係が、市町村部に対しては所管の都保健所が、人材紹介の支援などを行う。

## ～ 区市町村におけるスクリーニング実施例 ～

- ・妊娠届出(母子健康手帳交付)時の全数面接
- ・妊娠届出(母子健康手帳交付)時のアンケート
- ・妊婦健康診査の未受診者把握
- ・新生児訪問時のEPDS
- ・こんにちは赤ちゃん訪問時のEPDS
- ・新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問(一体的実施)時のEPDS
- ・新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問時のメンタルヘルス質問票
- ・2か月児の会でのEPDS
- ・3~4か月児健診でのEPDS
- ・3~4か月児健康診査での南多摩方式
- ・3~4か月児健診での子育てアンケート
- ・3~4か月児保健相談時の南多摩方式
- ・1歳6歳児健診での南多摩方式
- ・2歳児の子育て支援事業(口腔状況把握・問診等)でのアンケート
- ・健診・訪問・相談等の様々な機会での南多摩方式

※ 新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、3~4か月児健診等の複数の機会を活用して、EPDSなどのスクリーニングを実施している自治体あり

# ひとり親家庭・配偶者暴力と児童虐待

## 虐待のリスク要因としてのひとり親家庭・配偶者暴力

○厚生労働省「国の死亡事例検証部会報告書 養育環境のリスク要因」（抜粋）

- ・未婚を含む単身家庭
- ・内縁者や同居人がいる家庭
- ・子ども連れの再婚家庭
- ・親族や地域社会から孤立した家庭
- ・配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭

## ひとり親家庭と児童虐待

東京都の児童相談所が対応した児童虐待の事例では、虐待が行われた家庭の状況として、ひとり親家庭の割合が高かった。また、これらのひとり親家庭に、あわせて、経済的困難、孤立、就業の不安定という状況がみられた。

家庭の状況	
1 ひとり親家庭	460件 (31.8%)
2 経済的困難	446件 (30.8%)
3 孤立	341件 (23.6%)
4 夫婦間不和	295件 (20.4%)
5 育児疲れ	261件 (18.0%)

出典：東京都福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」（平成15年に受理した事例の内容を平成16年に調査 n=1,447）

## 配偶者暴力と児童虐待

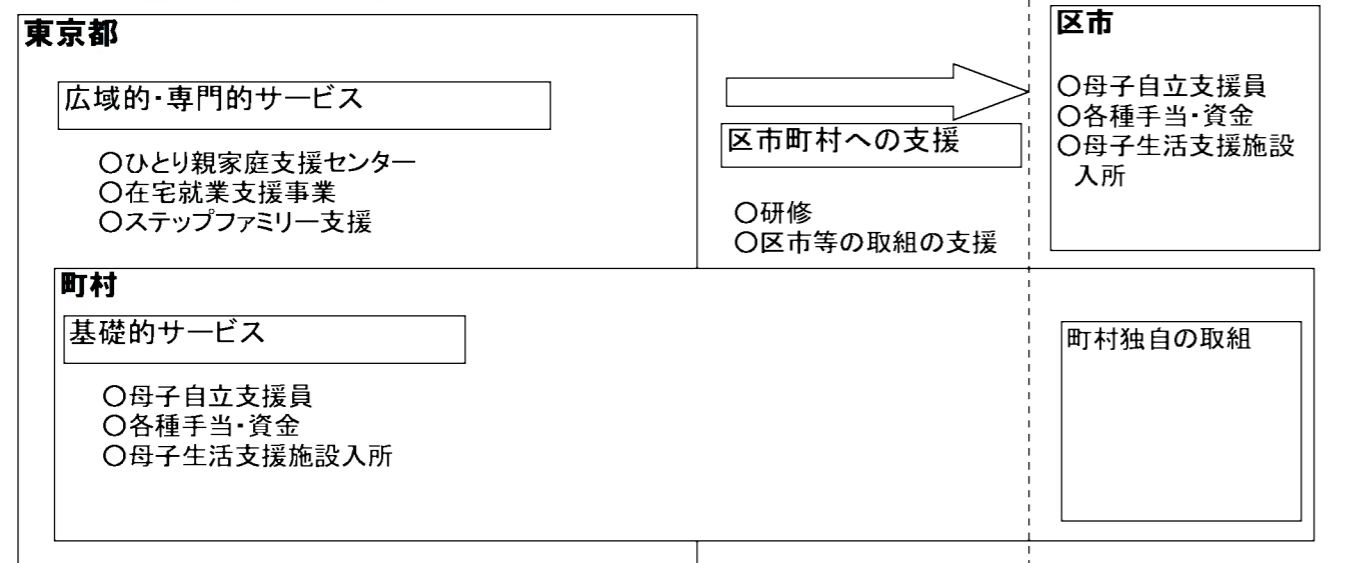
平成20年度に都の配偶者暴力相談支援センターが受理した電話相談では、加害者から子供への暴力があるとされた割合が、26.4%、被害者本人から子供への暴力があるとされた割合が1.9%であった。

加害者から子供への暴力の種類  
(n=122 複数回答)

身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	育児放棄	回答なし
58	69	4	3	3

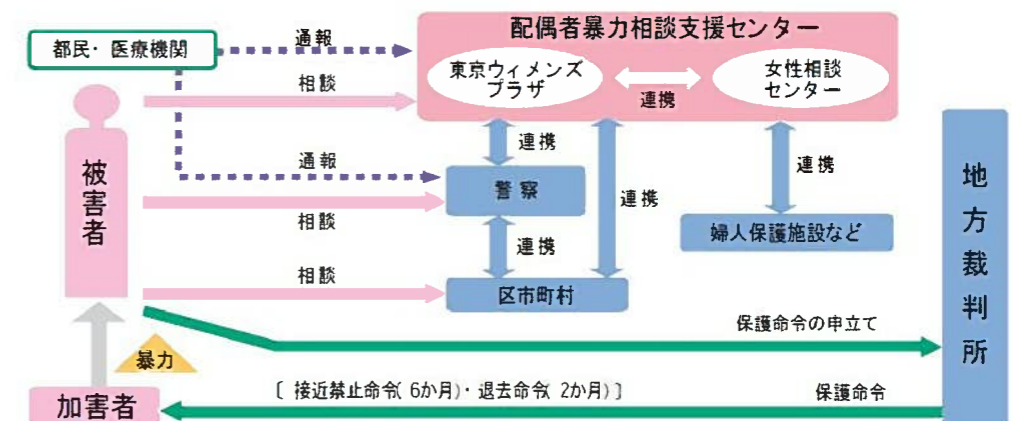
出典：東京都生活文化スポーツ局「平成20年度 配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」

## 【ひとり親家庭福祉の実施体制】



## 【女性福祉の実施体制】

■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に関するネットワーク



# ひとり親家庭の状況について

## 都内のひとり親家庭

### ◆ひとり親家庭の世帯数（平成23年1月1日）

母子家庭	150,600世帯
父子家庭	18,400世帯

ひとり親家庭となる年齢が低くなっており、子供の年齢も低下している。

- 過去10年では、母子世帯は20歳台、父子世帯は30歳台が増加
- ひとり親となったときの末子年齢3歳未満が4割、子供1人が5割

⇒ 子育て資源、特に保育の利用が必要

母子家庭の就業率は高いが、非正規雇用の割合は低く、収入も低い。

- 母親の就業割合は85.6%だが、そのうち正規雇用の割合は37.6%である。
- 年収が200万円以下の者が38.9%を占める。（父子家庭では3.0%）

⇒ 就労に向けたトレーニング・スキルアップが必要

母子家庭では、借家・賃貸住宅の割合が高い

- 母子家庭では、借家・賃貸住宅の割合が57.9%を占めている。（父子家庭は持ち家が73.8%）

⇒ 住まいの確保、地域とのつながりが必要

出典：東京都福祉保健局「東京都社会福祉基礎調査」（平成19年度に実施した調査結果 n=592）

## 支援困難事例からみられる課題

東京都が平成21年に母子自立支援員や生活保護ワーカーを対象に、支援困難な事例について調査を行った。支援が困難なひとり親家庭は、複合的な課題を持ち合わせていることが明らかになった。（n=252）

### ◆就業状況

- ・就労割合 33.3%  
（うち正規雇用 19.0%）
- ・収入なし 59.5%

### ◆親の学歴

- ・中学卒 29.8%
- ・高校卒 40.9%

### ◆親の成育歴

- ・複雑な家庭環境 23.0%
- ・メンタル 34.9%
- ・本人の親の離婚体験 22.6%
- ・被虐待経験 9.5%

### ◆親と子の関わり

- ・虐待の疑い 26.6%

その内容（複数回答）

- ネグレクト 71.6%
- 心理的虐待 31.3%
- 身体的虐待 14.9%
- 性的虐待 6.0%

出典：東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期）

## 母子生活支援施設の状況

### 【母子生活支援施設とは】

○母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設」（児童福祉法第38条）である。

○平成24年2月現在、都内に37施設、入所定員数754世帯となっている。

平成22年1月に都内母子生活支援施設に入所している母子の状況（母親619名 子供891名）

### ◆入所児の状況

- 乳幼児 46.5%
- 小学生 36.5%
- その他 17.0%

### ◆障害・精神疾患のある利用者

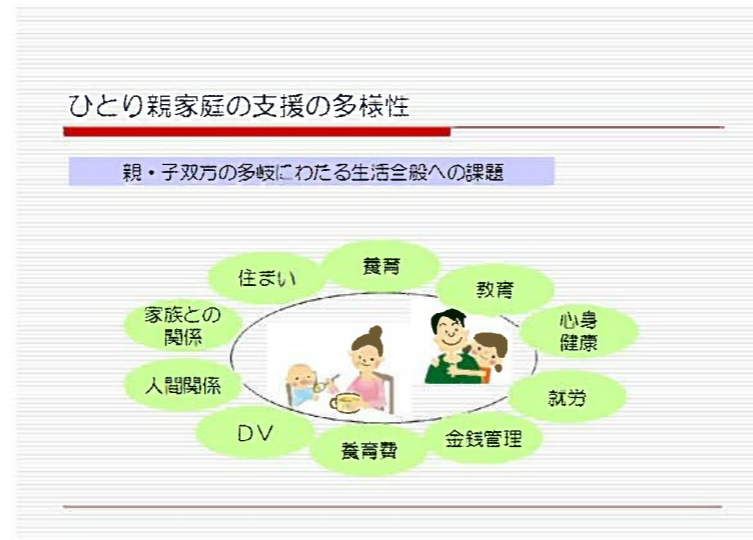
- 母親 32.1%
- 子供 14.1%

### ◆児童虐待

- 虐待経験あり 36.1%
- うち配偶者暴力世帯の割合 75.2%

出典：東京都社会福祉協議会「東京都の母子生活支援施設における利用者支援について」

# ひとり親家庭施策の動向について



地域から孤立しやすく、生活上の課題が多岐にわたるひとり親家庭の母・父に対して、自己肯定感を高め児童虐待を予防する観点から、以下のような支援施策が求められている。

- 多様なチャンネルで相談に対応する
- 必要な支援につなげる
- 地域と結びつける
- 自立を促進する

## 東京都のひとり親福祉施策の概要

(実績は平成22年度)

### 1 就労支援

- ひとり親家庭支援センター(はあと飯田橋)の就業相談(相談件数 1,986件)
- 個別就業支援窓口T-hop(就業件数 104件)
- 在宅就業支援事業(はあと立川)(受講生 120人)
- 資格取得支援等(高等技能訓練促進費等事業)
- 母子福祉団体の売店設置

- 母子家庭の母等向け職業訓練
- 東京しごとセンター事業

### 2 相談体制の整備

- ひとり親家庭支援センター(はあと)の相談支援生活相談(相談件数 441件)
- 養育費相談(相談件数 301件)
- ステップファミリーへの支援(セミナー・交流会)
- 母子自立支援員への研修(都内161名 年間6回)
- ひとり親家庭生活支援事業(区市町村補助事業)

- 配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援

### 3 子育て支援・生活の場の整備

- ひとり親家庭ホームヘルプサービス(26市)
- 母子生活支援施設退所者への都営住宅特別割当制度(52戸)
- 母子生活支援施設の運営指導・施設整備(都内37施設 定員766世帯 入所600世帯)
- 母子・女性緊急一時保護事業

- 保育・学童の優先利用
- 都営住宅の優先入居

### 4 経済的支援

- 児童扶養手当(受給者数 82,894人)
- 児童育成手当(受給者数 116,843人)
- 母子福祉資金貸付(貸付実績 8,033件)

- ひとり親家庭医療費助成
- 生活保護被保護者自立支援に関する調査研究・普及啓発事業

### 平成24年度の新たな取組

- 区市町村の支援体制の強化  
身近な区市町村におけるひとり親家庭への支援を強化するため、ひとり親家庭向けに特化した情報提供冊子の作成やステップファミリー支援を行う区市町村を支援する。
- 母子一体型ショートステイ  
母子を一緒に入所させ生活全般の支援を行う母子生活支援施設の機能を活用し、地域での見守りが必要な母子や妊婦に対して母子一体型のショートステイとその間の相談支援・育児指導・家事指導を行う。



# ■■ TOKYO STEP PROJECT ■■について

平成23年度において、ステップファミリーに関して、セミナーや交流会等により、重点的な普及啓発を実施

## 事業の実施背景

ステップファミリー・・・再婚などによって、血縁のない親子・兄弟などの関係の中に含んだ家庭（大辞泉）

○再婚の割合が増えている

結婚に占める再婚の割合（全国）

夫 H元13.6%→H11・14.7%→H21・18.7%  
妻 H元12.0%→H11・12.8%→H21・16.4%

出典：厚生労働省「人口動態統計」

ステップファミリーは複雑な課題を抱えている。

- ・喪失体験を抱えた子供の育成
- ・家族の再構築

子供の健全育成や虐待予防の観点からも、再婚家庭への支援を関係機関が適切に行うことが必要

ステップファミリーの特性について普及啓発することにより、下記の効果が見込まれる。

- 1 ステップファミリーへの理解促進
- 2 プレステップファミリーであるひとり親家庭の生き方の選択を支援

## ■セミナーの概要

第1回（9月）	世界の再婚・ステップファミリー
第2回（9月）	再婚への心がまえ・準備～あなたにとって家族とは
第3回（10月）	離婚・再婚後の子供の権利を守る～面会交流や養育費の実際
第4回（10月）	再婚家庭～家族のありようと子供の利益
第5回（11月）	若年のひとり親家庭や再婚にあたっての支援
第6回（12月）	ひとり親家庭や再婚家庭における思春期の子供との関わり
第7回（1月）	血のつながらない子供を育てるということ
第8回（2月）	ステップファミリー支援の明日に向けて

第1回～第7回の参加人数 延360名

## ■交流会の概要

第1回（8月）	子育て・生活・仕事・再婚・・・一緒に考えましょう
第2回（11月）	再婚やステップファミリーについて思うことを話し合ってみましょう
第3回（2月）	いろいろな家族の姿、みんなで一緒に考えませんか

第1回・第2回の参加人数 延151名（親72名）

セミナー参加者のアンケートより

- 第1回  
ステップファミリーという言葉、本企画ではじめて知った割合は51.7%（n=60）
- 第2回  
再婚の障害があると考える者の割合は71.7%（n=46）  
具体的な内容・（自由回答）  
「価値観のすり合わせ」「家族間の関係」「思春期の迎え方」「前婚のトラウマ」
- 第8回  
ステップファミリー当事者の子育ての不安として挙げられた事項  
「元家族と現家族の関係」「試し行動」「相談の場のなさ」

ひとり親交流会参加者のアンケートより

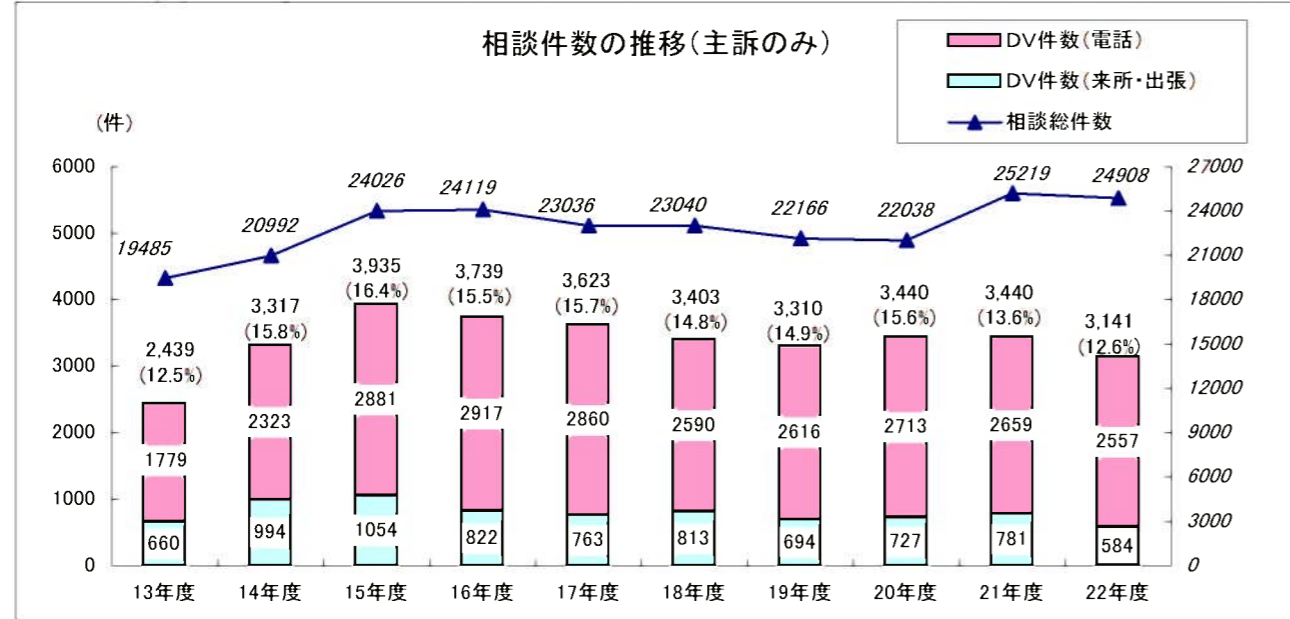
- 再婚を考えたことのあるひとり親家庭の割合は45.9%（n=61）
- 再婚を考えていない・わからないと思う理由の1位は「出会いがない」で63.4%（n=41）
- 自分の時間がとれないとする割合は41.0%（n=61）  
とれない理由は「子育て」88.0%、「仕事」52.0%、「経済的余裕がない」44.0%（n=25）
- 自由意見の例  
普段同じような境遇の人と出会えないのでよかった  
子供をみてもらえて親のみの交流ができた  
子供の年齢別のグループワークがよかった

# 東京都における配偶者からの暴力被害者の状況(平成22年度実績)

## (1) 電話・来所(出張相談を含む)相談に占める配偶者からの暴力による相談状況

<表1> 配偶者からの暴力による相談件数の推移(主訴のみ)

( )内は総件数に占めるDV件数の割合



<表2> 東京都配偶者暴力相談支援センター相談件数(DVの件数は主訴以外も含む)

(件)

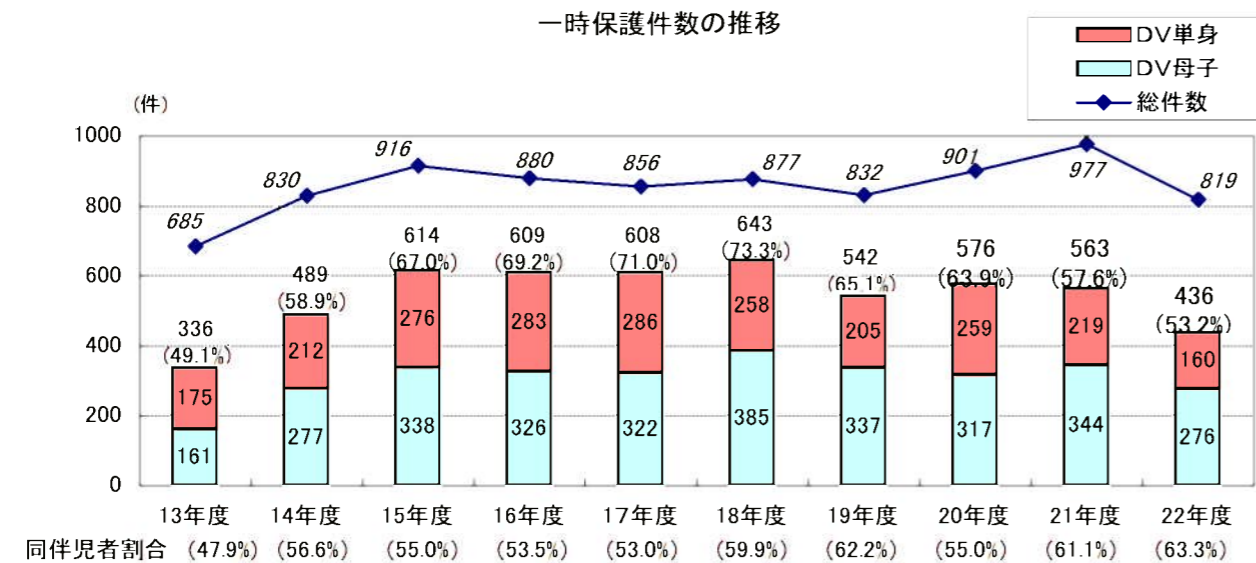
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
東京都女性相談センター	総件数	19,485	20,992	24,026	24,119	23,036	23,040	22,166	22,038	25,219	24,908
	(うちDV)	2,439	3,835	4,512	4,563	4,212	3,850	3,791	3,879	3,943	3,725
東京ウィメンズプラザ	総件数	9,805	16,404	15,926	15,507	15,562	15,724	15,582	16,697	18,073	17,692
	(うちDV)	895	3,465	4,615	4,948	5,554	4,962	4,815	4,825	6,387	5,717
計	総件数	29,290	37,396	39,952	39,626	38,598	38,764	37,748	38,735	43,292	42,600
	(うちDV)	3,334	7,300	9,127	9,511	9,766	8,812	8,606	8,704	10,330	9,442

## (2) 配偶者からの暴力による一時保護の利用状況

### ①一時保護件数の推移

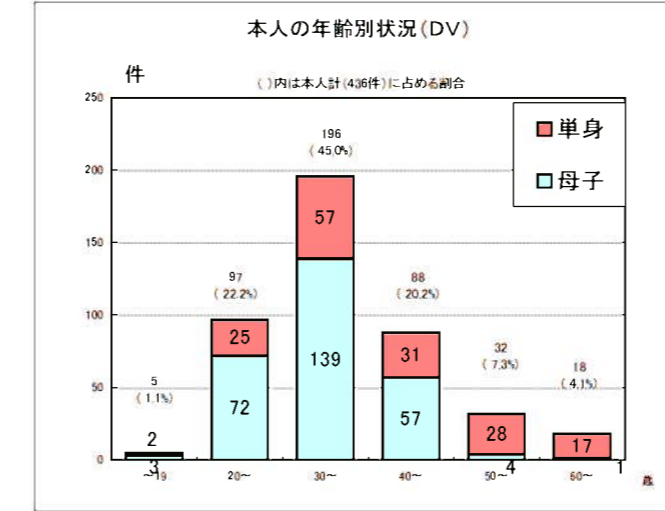
<表3>

( )内は総件数に占めるDV件数の割合

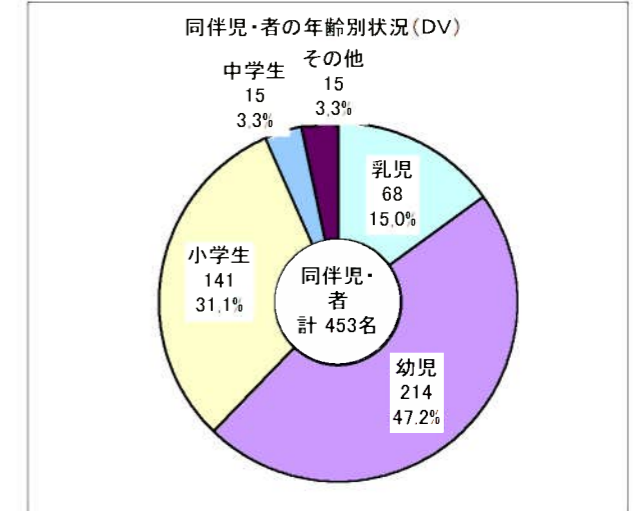


### ②一時保護利用者の年齢別状況(平成22年度)

<表4>

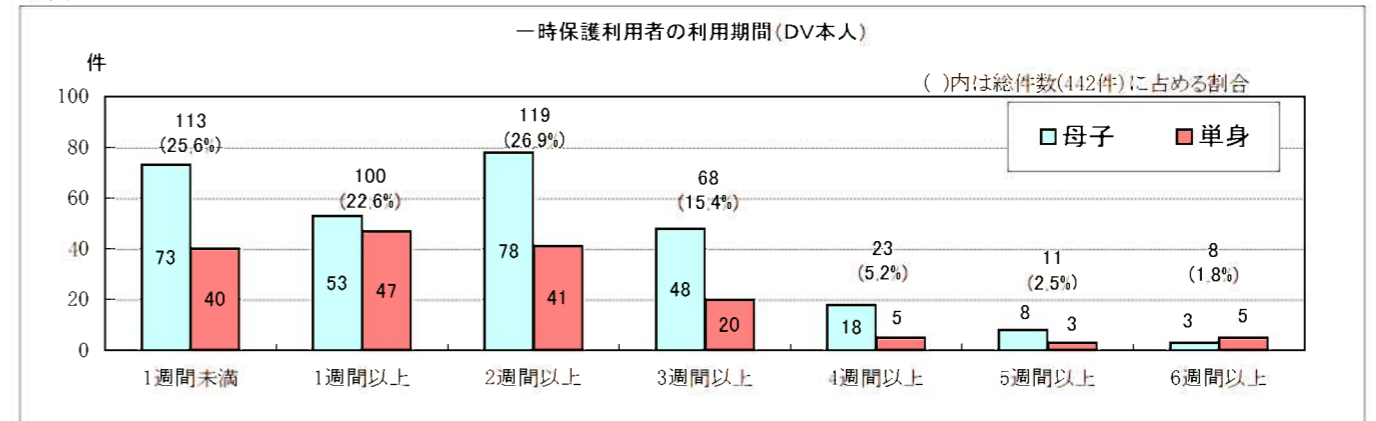


<表5>



### ③一時保護利用者の利用期間の状況(平成22年度退所者)

<表6>



※21年度から継続して入所し、22年度に退所した件数を含む。(総件数442件)

### ④一時保護利用者の退所先別件数(平成22年度)

<表7>

	社会福祉施設・関係相談機関等						入院(医療機関)	婦人保護施設	帰宅等			就職	無断退所	その他					合計
	母子生活支援施設	宿所提供施設	宿泊所・更生施設	福祉事務所移送	他府県婦人相談所	その他関係機関			帰宅	帰郷(実家等)	親族引き取り			知人宅	住宅入居	自己退所	移管(本所/支所)	その他	
単身	1	12	19	3	1	18	6	4	29	18	7	0	2	7	23	3	3	5	161
母子	35	45	45	1	0	13	5	1	28	21	10	0	1	7	34	3	6	26	281
計	36	57	64	4	1	31	11	5	57	39	17	0	3	14	57	6	9	31	442
割合	8.1%	12.9%	14.5%	0.9%	0.2%	7.0%	2.5%	1.1%	12.9%	8.8%	3.8%	0.0%	0.7%	3.2%	12.9%	1.4%	2.0%	7.0%	

※「割合」は小数点以下2位を四捨五入して算出したため、合計は100にならない